第十・二条

この規約は、アジア太平洋地域の五のユネスコ加盟国が、この規約に拘束されることについての同意を表明した後一箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。他の国については、この規約に拘束されることについての同意を表明した日の後一箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第十・三条

1　この規約の締約国であって千九百八十三年規約の当事国でない国は、千九百八十三年規約の当事国となることを差し控えることを約束する。

2　この規約の締約国であって千九百八十三年規約の当事国である国については、次のとおりとする。

(a)　これらの締約国の相互の関係においては、この規約を適用する。

(b)　千九百八十三年規約の当事国であってこの規約の締約国でない国との関係においては、引き続き千九百八十三年規約を適用する。

第十・四条

1　いずれの国も、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この規約を適用する領域を特定することができる。

2　いずれの締約国も、その後いつでも、寄託者に宛てた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの規約の適用を拡大することができる。この規約は、当該他の領域については、寄託者が当該宣言を受領した日の後一箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第十・五条

1　いずれの締約国も、寄託者に宛てた通告により、いつでもこの規約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が通告を受領した日の後十二箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。ただし、廃棄は、この規約に従って既に行われた承認についての決定に影響を及ぼすものではない。

3　この規約の趣旨又は目的の達成に不可欠な規定の締約国による違反の結果としてのこの規約の終了又は運用停止は、国際法に従って行う。

第十・六条

1　いずれの国も、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、第四・七条、第五・一条から第五・三条まで、第六・三条及び第八・四条のうち一又は二以上の規定について、その全部又は一部を適用しない権利を留保する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

2　1の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に宛てた通告によりその全部又は一部を撤回することができる。撤回は、寄託者が通告を受領した日に効力を生ずる。

3　この規約の規定について留保を付した締約国は、他の締約国に対し、当該規定の適用を要求することができない。ただし、留保が部分的な又は条件付のものである場合には、留保を付した締約国は、自国が受け入れている限りにおいて、当該規定の適用を要求することができる。

第十・七条

1　この規約の改正は、締約国の三分の二以上の多数による議決で、委員会によって採択される。採択された改正は、この規約の議定書に組み入れられる。当該議定書は、その効力発生のための方法（いかなる場合にも、当該議定書に拘束されることについての締約国による同意の表明を求める。）について明記する。

2　第三章については、1に定める手続によるいかなる改正も行うことができない。

3　改正のための提案については、寄託者に通報するものとし、寄託者は、委員会の会合の遅くとも三箇月前に締約国に当該提案を送付する。寄託者は、また、当該提案をユネスコの執行委員会に通報する。

第十・八条

寄託者は、この規約の締約国及び他のユネスコ加盟国に対し、次の事項を通報する。

(a)　第十・一条2の規定に従って行われる署名

(b)　第十・一条2の規定に従って行われる批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c)　第十・二条の規定によるこの規約の効力発生の日

(d)　第十・六条の規定に従って付される留保及び同条の規定に従って行われるその撤回

(e)　第十・五条の規定に従って行われるこの規約の廃棄

(f)　第十・四条の規定に従って行われる宣言

(g)　前条の規定に従って行われる提案

(h)　第二・二条の規定に従って行われる権限のある承認当局についての通報

(i)　この規約に関連して行われるその他の行為、通告又は通報

以上の証拠として、下名の代表者は、正当に委任を受けてこの規約に署名した。

二千十一年十一月二十六日に東京で、ひとしく正文である中国語、英語及びロシア語により作成した。原本は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第十・一条に規定する全ての国及び国際連合事務局に送付する。

○厚生労働省告示第二十一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十年度及び平成三十一年度における財政安定化基金拠出率を次のように定め、平成三十年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十八年度及び平成二十九年度における財政安定化基金拠出率（平成二十八年厚生労働省告示第十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年一月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十年度及び平成三十一年度における財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十年度及び平成三十一年度における財政安定化基金拠出率は、十万分の四十とする。

○国土交通省告示第百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一